下欄第四号に該当する者の当該事項を変更する場合を除く。）又は同条第五号に掲げる事項に変更がある場合にあつては、第四号又は第五号に掲げる事項に関する契約書その他の書面の写しを含む。）を総務大臣に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（卸電気通信役務の提供の業務の廃止の届出）

**第二十五条の七の四**　法第三十八条の二第一項の規定による第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務の廃止の届出をしようとする者は、様式第十八の八の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

（電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ない卸電気通信役務の範囲）

**第二十五条の七の五**　法第三十八条の二第二項の総務省令で定める卸電気通信役務は、電気通信事業者の電気通信事業の用に供する次に掲げる電気通信役務（当該電気通信役務を提供する電気通信事業者が、その利用者に対して現に提供していないものを除く。）以外のものとする。

一　ＦＴＴＨアクセスサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第七号に規定するＦＴＴＨアクセスサービスをいう。次条第二項において同じ。）

二　携帯電話（様式第四に規定する三・九―四世代移動通信システムを使用するものに限る。）又は全国ＢＷＡアクセスサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十四号の二に規定する全国ＢＷＡアクセスサービスであつて、無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム及び同条第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同条第十二号及び第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものを使用するものに限る。）

三　その他総務大臣が別に告示するもの

（法第三十八条の二第三項の総務省令で定める事項）

**第二十五条の七の六**　法第三十八条の二第三項の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　接続料相当額（特定卸電気通信役務を提供しようとする電気通信事業者（以下この号において「卸元電気通信事業者」という。）が、当該特定卸電気通信役務と同等の電気通信役務を、当該特定卸電気通信役務の用に供する電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備を接続することにより提供しようとする場合に卸元電気通信事業者が取得すべき金額（第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備に関しては、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なものとする。）に相当する額であつて、当該特定卸電気通信役務の料金が設定されている単位と同一の単位（前条第三号に規定する電気通信役務については、当該特定卸電気通信役務の料金が設定されている単位と同一の単位で算定することができない合理的な理由があるときは、当該特定卸電気通信役務の提供の態様に照らして適切な単位）で算定するものをいう。次号及び次項において同じ。）

二　特定卸電気通信役務に関する料金と接続料相当額との差額の用途

2　前項の規定にかかわらず、電気通信事業者の電気通信事業の用に供するＦＴＴＨアクセスサービスに係る前項第一号の事項の提示については、接続料相当額に代えて、接続料相当額の水準を表すものとして次の式により算定した数（以下この項において「接続料相当額指数」という。）を提示すれば足りる。ただし、最初に接続料相当額指数を提示する日から当該日の属する年度の翌年度の末日までの間は、この限りでない。

［新設］

下欄第四号に該当する者の当該事項を変更する場合を除く。）にあつては、同号に掲げる事項に関する契約書その他の書面の写しを含む。）を総務大臣に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（卸電気通信役務の提供の業務の廃止の届出）

**第二十五条の七の四**　法第三十八条の二の規定による第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務の廃止の届出をしようとする者は、様式第十八の八の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

［新設］